

○由利本荘市水道管寄附採納取扱規程

令和 7 年 6 月 1 日

(令和 8 年 10 月 30 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この規程は、開発行為等によって水道事業管理者（以下「管理者」という。）以外の者が設置した水道管の寄附について、必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申請)

第 2 条 市に対し、水道管の寄附をしようとする者は、寄附申請書（様式第 1 号）により申請するものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 水道施設竣工図

(2) 位置図

(3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 私道等、私有地に埋設されている水道管を寄附しようとする者は、前項の書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 私道等掘削承諾書（別紙）

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(採納基準)

第 3 条 水道管の採納基準は、次の各号に定める条件に適合するものとする。

(1) 寄附は無償であること。

(2) 水道管の口径が、50 ミリメートル以上のものであること。ただし、当該水道管が由利本荘市水道本管工事特記仕様書及び由利本荘市給水装置工事設計施行要領の基準を満たすものとする。

(3) 水道管布設後の経過年数が、耐用年数の 3 分の 1 以下であること。ただし、「耐用年数」の基準は、厚生労働省「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」、『実使用年数に基づく更新基準の設定例』を参考とする。なお、管種ごとに耐用年数が異なること、寄附後も十分な耐用年数を有することを理由に「3 分の 1 以下」と設定する。

(4) 水道管の両端は、既設配水管と相互連絡していること。ただし、配水管の両端のいずれか一方が、既設配水管と連絡できないときは、維持管理上必要な機能を有していること。

(5) 前条第 2 項に該当する場合、道路等の占用は無償であること、漏水修繕等により管理者が緊急工事を行う必要が生じた場合には道路掘削を承諾すること及び土地の所有権その他の権利を第三者に譲渡するときは、この規程による条件のすべてを当該第三者に継承すること。

2 前項の規定にかかわらず、当該水道管の利用密度が高く管理者が特に必要と認めるものは、この限りではない。

(採納)

第4条 管理者は、第2条により寄附の申請があった場合は、前条に定める採納基準により審査し、採納する場合は採納通知書(様式第2号)により、採納しない場合は不採納通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(維持管理)

第5条 前条の規定により採納の決定をした水道管は、市が費用を負担して、次に掲げる維持管理を行うものとする。

- (1) 私道等内の漏水修繕
- (2) 私道等内の漏水発生による既設埋設水道管取替工事
- (3) 出水不良が発生した場合の切替工事

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年10月30日から施行する。

(様式第 1 号)

寄附申請書

令和 年 月 日

由利本荘市企業管理者 様

申請者 住所
氏名

印

次のとおり寄附したいので、申請します。

1. 寄附しようとする財産の表示

(1) 所在地

(2) 寄附物件の種類、数量及び沿革

(給水管は除く)

2. 寄附財産の見積額 (税抜金額)

円

3. 寄附条件

4. 寄附しようとする理由

5. 添付書類

(様式第 2 号)

由本企水第 号
令和 年 月 日

様

由利本荘市企業管理者 印

寄附の採納について

令和 年 月 日付けで申請していただきました寄附について、下記のとおり採納しましたので通知いたします。

記

【寄附物件の表示】

1. 所在

2. 種類・数量

(給水管は除く)

【採納日】 令和 年 月 日

(様式第 3 号)

由本企水第 号
令和 年 月 日

様

由利本荘市企業管理者 印

寄附の不採納について

令和 年 月 日付けで申請していただきました寄附について、書類審査及び現地調査をした結果、下記理由により採納できないこととなりましたので、通知します。

記

不採納の理由

(別紙)

私道等掘削承諾書

令和 年 月 日

由利本莊市企業管理者 様

次の土地において水道事業管理者が行う水道施設維持管理のための掘削ならびに無償使用について、何ら異議等申し立てすることなく承諾します。また、当該土地を第三者に譲渡・貸与する場合は、本書の承諾内容を引き継がせます。

[illegible]